

## 社会福祉法人つなん福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標 1)：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  
男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること  
女性職員・・・取得率を60%以上にする

<対策>

- 令和3年 4月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、全職員を対象とした社内研修会で周知を図る。  
(毎年4月の社内研修会で実施する)

目標 2)：有期契約労働者を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を毎年8日以上取得する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 毎年9月末時点と12月末時点の取得日数を各上司に配布し、未達成の部下に対し3月末までに8日取得するよう指導してもらう。